

渋谷民・未来創造プロジェクト

参加要領

標記プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）への参加者は、下記事項に同意していることを参加条件とする。

記

1. 参加資格

- ▶ 応募時点で満 18 歳～29 歳（渋谷区民以外も応募可）。但し、高校生は対象外とする。
- ▶ 原則、全体キックオフ、ワークショップ 3 回（ワークショップ間のフィールドワーク、チーム内打合せ含む）、パラバトミントン観戦、最終発表に出席できること（スケジュール詳細は、別紙 1 を参照のこと）。
- ▶ 事務局（株式会社三菱総合研究所）の定める申し込み方法に則って申し込みをし、事務局から選考を踏まえた参加承諾の連絡を受領していること（選考結果は参加いただく方のみご連絡します）。

2. 個人情報の取扱いについて

- ▶ 事務局の定める「個人情報取扱方針」に同意していること。
（方針詳細については、別紙 2 を参照のこと）

3. アイデアの取扱いについて

- ▶ 本プロジェクトを通じて生まれる知的財産等の取り扱いについて、事務局が定める「アイデアの取扱いに関するルール」に同意していること。（ルール詳細については、別紙 3 を参照のこと）
- ▶ 本プロジェクトを通じて生まれたアイデアの具現化の検討は、アイデア検討のテーマを設定した者（渋谷区、事務局又は本プロジェクトの共催、後援若しくは協力を行う企業を指し、以下、「テーマ設定者」という）とのみ行えるものとし、テーマ設定者の事前の承諾が無い限り、第三者との間で検討を行わないこと。
- ▶ 本プロジェクトを通じて生まれたアイデアは、上記のとおりテーマ設定者との検討を優先する必要があることを鑑み、自ら第三者に開示し又は SNS 等を通じて公開しないこと。

4. その他の条件

- ▶ 本プロジェクトの目的・活動内容等を理解し、前向き・建設的な検討に努めること（本プロジェクトの目的・活動内容等詳細は、別添の事業計画書を参照のこと）。
- ▶ 本プロジェクトの運営並びにコンテストの選考及び結果に対して疑義を申し立てないこと（落選理由等の問い合わせには応じられません）。
- ▶ 本プロジェクト参加中に限らず、参加者でなくなった後も、次の行為又はこれに該当するおそれのある行為をしないこと。

公序良俗に反する行為、本プロジェクトを意図的に妨げる行為、本プロジェクト及び本プロジェクトに関係する者の名誉・信用を傷つけるような行為、本プロジェクトに関係する者に対し虚偽の内容を申告する行為、営業、宣伝、広告、勧誘その他本プロジェクトの目的と異なる目的で本プロジェクトを利用する行為、その他本プロジェクトの進行に際して支障があると事務局が判断する行為

- ▶ 反社会的勢力との関係がなく、将来も関係をもたないこと。
- ▶ 以上の条件に違反した場合、事務局の判断により本プロジェクトの参加者としての地位が取り消されることを予め承諾すること。
- ▶ ワークショップへの参加写真や討議概要等について、レガシー共創協議会、渋谷区及び本プロジェクトの共催、後援若しくは協力を行う企業等が WEB 等で公表をすることを予め承諾すること。
- ▶ 本プロジェクト及び参加者について、メディアによる取材・撮影及び報道の可能性があることを予め承諾すること。

以 上

別紙1：全体キックオフ、ワークショップ、発表会等のスケジュール

イベント名	開催予定日時	開催場所(渋谷区)
全体キックオフ	5/29(火) 18:00-21:00	美竹の丘しぶや多目的ホール
第1回ワークショップ	6/5(火) 18:00-21:00	美竹の丘しぶや会議室 A
第2回ワークショップ	6/19(火) 18:00-21:00	美竹の丘しぶや会議室 A
<全体フィールドワーク> パラバトミントン観戦	6/24(日) 時間調整中	渋谷区内会場
第3回ワークショップ	7/3(火) 18:00-21:00	美竹の丘しぶや会議室 A
発表会	7/17(火) 18:00-21:00	美竹の丘しぶや多目的ホール

フィールドワークの実施



別紙 2：個人情報取扱方針

【個人情報のお取り扱いについて】

渋谷民・未来創造プロジェクト（以下、本プロジェクトといいます）への参加申込にあたりご入力いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、(株)三菱総合研究所（以下、当社といいます）が、入力いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱いします。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、入力くださいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、「個人情報のお取り扱いについて」に従って対応いたします。

2. 入力いただいた個人情報は、以下の目的に利用します。
 - (1)本プロジェクトの運営管理
 - (2)ワークショップの運営管理
 - (3)渋谷区ホームページ等の本プロジェクトに関連する媒体への参加者情報掲載
 - (4)関連するイベント、サービス、各種資料等のご案内・ご連絡ただし、(4)については、ご要請があれば、すみやかに中止いたします。
また、イベントに参加された方には、当日受付にて御名刺を頂戴することがございます。これにより取得させて頂いた情報については、本プロジェクトへの参加申込にあたり入力いただいた情報と同様に扱わせていただきます。

3. 入力いただいた個人情報の利用について
 - (1)2.に示す利用目的の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。
 - (2)個人情報保護に関する契約を締結した外部事業者に個人情報を取扱う業務を委託し、また今後も外部委託について継続的に見直しを図っていきます。
この一環として、今回、株式会社シャノンのASPサービス上で、当会運営等に係る業務全般を一元的に実施させていただきます。
※ASPサービス:インターネット上で、各種顧客向けアプリケーションを提供するサービス。
 - (3)共催者である渋谷区、および株式会社セレスポに、2.に示す目的のために提供いたします。
 - (4)利用目的終了後は、当社が責任をもって廃棄いたします。

4. 入力いただいた個人情報の管理について
 - (1)不正アクセス、紛失、漏洩、改ざんなどを防止するために、厳重なセキュリティ対策を実施いたします。
 - (2)個人情報を入力いただく際、データ暗号化技術を利用して通信時の情報保護をいたします。

5. アクセスログの収集について
 - (1)当会に関するウェブサイト（以下、当サイトという）へのアクセス状況について、アクセスロ

グを保管しています。アクセスログには、閲覧者の IP アドレス（ご利用されているコンピュータを特定するための番号）、ブラウザの種別、アクセス元の URL などの情報が含まれますが、これらは、ご入力者個人を特定できる情報ではありません。

6. クッキー（Cookie）等の利用について

- (1)クッキーとは、ウェブサイトアクセスした利用者を管理・識別するための文字列情報、または管理する仕組みです。
- (2)当社は、当サイトにおいて、次のような目的でクッキーを使用することがあります。
 - a.当サイトの内容を改良したり、ご入力者の個々の利用に合わせてカスタマイズしたりするため。
 - b.クッキーの利用により入手した情報を統計処理し、集約した情報を公表する場合は、個々のご入力者を識別できる情報を含みません。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡ください。

（株）三菱総合研究所 広報部

電話：03-6705-6004、FAX：03-5157-2169、E-mail：prd@mri.co.jp

URL：http://www.mri.co.jp/request

【当社の個人情報保護管理者】

（株）三菱総合研究所 代表取締役常務 松下岳彦

（連絡先 03-5157-2111、E-mail：privacy@mri.co.jp）

◆ 当社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」をご覧になりたい方は、http://www.mri.co.jp/privacy_guide/privacy.html をご覧ください。また、ご請求いただければ、お送りいたします。

【お問合せ番号：PMS000244】

別紙3：アイデアの取扱いに関するルール

本ルールは、レガシー共創協議会が主催、渋谷区、株式会社セレスポが共催で実施する「渋谷民・未来創造プロジェクト」（以下「本プロジェクト」と呼ぶ）の参加者（第1条第1項に定義）に適用されます。

第1条（基本事項）

1. 本プロジェクトの参加者（渋谷区、事務局、本プロジェクトの共催、後援若しくは協力を行う企業又はワークショップ参加者を指すがこれらに限らない。以下同様とする）は、本プロジェクトに対して提案され又は本プロジェクトにおいて生じたアイデア等の情報（以下総称して「アイデア等」という）が、渋谷区、事務局、本プロジェクトの共催、後援若しくは協力を行う企業の判断により公表されることを、予め承諾するものとします。
2. 参加者は、アイデア等を本プロジェクトにおいて開示することにより、その新規性を喪失する可能性があり、アイデア等に関する知的財産権等（第3条に定義）について登録等を受けられなくなる可能性があることを予め承諾するものとします。
3. 参加者は、アイデア等について、第三者の知的財産権等その他一切の権利を侵害してはならず、侵害しないことを表明・保証します。

第2条（著作権）

1. 本プロジェクトで作成された著作物（二次的著作物を含み、以下同様とする）は作成者に帰属します。グループで作成された著作物はグループに帰属し、当該グループに属する参加者の共有とします。
2. アイデア等に含まれる著作物の権利者（以下「権利者」と呼ぶ）は、事務局に対して、本プロジェクトの遂行に必要な範囲に限り、当該著作物の著作権法に定めるあらゆる利用行為（著作権法第27条及び第28条に定める利用も含み、以下「利用」と呼ぶ）を許諾するとともに、当該著作物の利用を他の参加者に対して再許諾する権利を付与するものとします。この場合において、権利者は、事務局のほか利用の許諾を受けた他の参加者に対し、著作者人格権を行使しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、すべての参加者は、本プロジェクトで作成された著作物について、権利者、事務局による事前の承諾無く、本プロジェクトへの参加に必要な範囲に限り、改変及び翻案を除く利用を行うことができます。

第3条（知的財産権等）

本プロジェクトの実施に際して新たに生じた発明、考案、意匠、アイデア、ノウハウ等（以下「発明等」という）に係る権利（これらを受ける権利を含み、著作権は除く。以下「知的財産権等」という）の取扱は、次に定めるとおりとします。

- (1) 発明等に係る知的財産権等は、原則として当該発明等を創作した者に帰属します。他の参加者が当該知的財産権等の実施を求めた場合、その実施料及び実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとします。

- (2) 発明等が共同の創作にかかる場合は創作者間での共有とし、特段の合意がない限りその持分は均等とします。出願費用は共有者の各持分に応じ負担するものとし、その他手続についてはその都度共有者間で協議して定めます。また、知的財産権等につき第三者に対し通常実施権を許諾し、持分を譲渡もしくは質権等を設定しようとするときは、その都度他の共有者の書面による事前の承諾を得なければなりません。

(以上)